

# かわたな民報

第146号  
2015年1月

日本共産党川棚支部

町議会議員 久保田かずえ

電話(83)23698

日本共産党川棚  
支部の見解を紹介  
します。

久保田かずえ町議は2014年12月議会で、税金の徴収問題、町職員の問題、川棚小学校の校歌の見直し問題について一般質問しました。

## 税金滞納の差し押さえについて

### 久保田かずえ町議

本町の25年度の決算における滞納処分の換価状況を見ると、給与、年金、預貯金、生命保険が上げられている。これらを換価の対象にする事に、万全の配慮をしているか尋ねる。

生命保険は、保険契約に基づいて何かがあった時に保険金をもらおうと言う権利であり、その権利を差し押さえることはできない。

保険の場合は、生命保険を解約して解約返戻金を差し押さえる事になる。したがって生命保険を差し押さえると言うことは解約とセットと言うことになる。



久保田かずえ町議

日本共産党川棚支部の見解を紹介  
します。

解約すれば契約者本人が20代、30代と違い、年を取って病気になる、慢性化したりすれば新しい保険に加入したくても審査に通らなかつたり、審査が通つたとしても保険料が高くなつて加入が難しくなる。  
本人、家族のために掛ける生命保険を換価の対象にする事に十分な配慮をされたのか。

### 町長

督促、催告、差し押さえ予告等、順序を踏まえて行使しており、なおかつ納税への誠意等を総合的に考慮して執行している。財産の差し押さえをするのは換価ありきではない。あくまでも納税をしてもらうために、やむを得ず財産を差し押さえしている状況である。理解をお願いしたい。

### 久保田町議

年金の場合も、年金法によれば国民年金法第1章の第1条「国民

日本共産党川棚  
支部の見解を紹介  
します。

年金制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づいて老齢、障害、または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、よって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」となっている。年金を差し押さえるの对象にするという事は、年金を受けている年齢の高い人を対象にする事である。年金の差し押さえはていねいに扱っていただきたい。

### 町長

憲法には納税の義務が謳われており、公平な負担、町の財源を確保する大きな目的、国民の義務を果たしてもらうなど法令に基づいて適切に行っている。

### 久保田町議

預貯金には、資産家の預貯金もあれば庶民のわずかな預貯金もある。  
調査によると、本町においては子供手当や被爆者管理手当、

障害者年金が預貯金に含まれていないか等については確認されている。しかし、生活に必要な金額が手元にあるか、差し押さえた後に銀行融資が停止された事例の把握はしていない、と答えられている。預貯金に対する配慮について尋ねる。

### 町長

滞納者の財産を差し押さえる、その段階までの間に十分滞納者と協議をしている。相談があり、分納制約が確実に実行される場合に限りて配慮は十分行っている。

## 地方公務員の36協定について

### 久保田町議

地方公務員は、36協定を結ばなくても時間外勤務を命令できると考えられており、公務員の残業は、全て公務のためで、臨時の必要かどうかは当局上司が決めるので36協定なしに実質的にいつでもどんな仕事でも残業を命令できると解釈している。

しかし、実質の残業の内容は、いつも臨時の必要とは限らず、多くは日常的な業務の多さゆえの残業で恒常的な業務の多忙の必要性から生じた残業

である。職員の多忙化解消及び健康的に働かれるように36協定を締結する考えはないか。波佐見町は36協定を結んでいます。東彼杵町も結ぶような状況に勤めていると言うことだった。

私たちの町職員の働かれる役場は職場の見本、基本になるべきところ職員の健康のためにも結ぶべき。

### 町長

組合側も36協定を締結したいと言う考えがあると思うが、現状では締結しないと言うのが町当局の方針。

### 久保田町議

創立一四〇年を迎えた川棚小学校の校歌は戦前に作られており、校歌の一部は今の時代にふさわしくないと感じる。時代に合った小学校校歌に見直す考えはないか尋ねる。

### 教育長

校歌については法や本町の規則に定めがない。学校が主体的に作成し、長い間歌い継がれてきたものである。  
教育委員会として答える立場ではない。